

(様式2)

第2次京丹後市公営住宅ストック総合活用計画（案）の概要

1 計画の目的について

本市において公営住宅活用の基本となる計画として平成23年3月に策定した「第1次京丹後市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき適切な維持管理を行い、必要な住宅供給に努めてきたところです。

計画策定から期間が経過する中、国から示されている「公営住宅等長寿命化計画策定指針」が改定され、人口・世帯減少社会のもと中長期的な視点に基づく計画の策定が求められることになりました。

老朽化し更新期を迎えた公営住宅について、効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応するため、新たな指針に基づく計画として「第2次京丹後市公営住宅ストック総合活用計画」を策定するものです。

2 計画概要について

(1) 計画の位置付け

第2次京丹後市総合計画を上位計画とし、「安全でうるおいのある住環境の形成」の施策に関連する個別計画として策定するものです。

(2) 計画の期間

10年間（平成30年度～平成39年度）とし、社会情勢の変化、事業の進捗状況などを踏まえ、5年ごとに見直しを行います。

(3) 基本方針

既存の公営住宅をできるだけ長く有効に使用するために、将来の供給量や住宅の老朽化及び立地条件等を判断し、建替、用途廃止、改善、修繕の事業分類を行い、ストックの活用を図るものです。

(4) 計画戸数

将来の必要供給量の推計から、計画期間内の計画戸数を244戸とします。

(5) 整備水準の目標

公営住宅の整備水準は、建築基準法、公営住宅整備基準及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅性能表示基準）等の関連規定を遵守し目標を設定します。

3. 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。